

南北朝・室町時代の柿生地域

## ムラと庶民の登場

はじめに

村と庶民の登場に何故こだわるのか？

村は庶民の生活にとって最も密着した存在でした。村は家（イエ）が地域にねざして生産と生活を営み、存続していくためになくてはならない存在でした（例 冠婚葬祭における相互扶助組織＝講・組・結・地親類など、水利組合・田植え稲刈りの結い等・・・）。人々の集落を共同体の意味をこめた「ムラ」と表わすことにして、明治から昭和の行政「村」と区別している（例 柿生村）。ここでは共同体的な意味をこめた村（「ムラ」）がいつ頃から史料に現われるのだろうか？という疑問を出発点にしたいと思います。

手元にある『神奈川県史資料編3下』・『新編埼玉県史資料編6』などを読んでみると、鎌倉時代から南北朝時代は〇〇荘園・〇〇保・〇〇郷などで表わされて村（ムラ）はあらわれません。室町・戦国時代も基本的には郷です。村がついた古い時期の史料として『藤涼軒日録』に載った長享2年（1488）銘の『西方寺寺領目録』があります。西方寺は京都の苔寺で有名な寺です。なぜ、鶴見川中流域の金程に村が現われるのでしょうか？

この地域に何が起っているのでしょうか？・・・注意（嘉吉2年（1442）銘宝生寺史料に横浜村がある。この史料は検討の必要であるので、対象から除いておきます。）

では、庶民が自らの行動を記録した史料はどうでしょうか？

中学校の歴史教科書には「正長の土一揆」（1428）に関連して「正長元年ヨリサキ者カンへ四カンカウニライメアルヘカラス」と奈良県柳生に所在する元応元年（1319）銘地藏菩薩脇に彫られた徳政碑文を載せています。笠置道が柳生の集落に入る直前の峠にある高さ2m余の巨石にカタ仮名で彫りつけています。この位置は大柳生・阪原・柳生・邑地の神戸四カ郷の中心にあたり、地藏は郷民の信仰の対象となっている。注『一揆の歴史』民衆の史料は紙に書かれた（文献史料）ではなく、石に刻まれた（金石文）形でのこされているようです。加えて何らかの信仰と結びついていることも見逃せません。

同じ石に刻まれた史料として、麻生区黒川にある民間信仰板碑に注目してみました。黒川にある寛正6年（1465）銘念仏供養板碑は旧武蔵国（東京都・埼玉県・神奈川県）のなかで最古のものです。旧暦11月23日に念仏を唱える講集団が供養のために建てた板碑です。（江戸時代の庚申供養塔には講の構成員の名前が彫り込まれているモノがありますね）川崎市内には全部で7基の民間信仰板碑がありますが、そのうち3基が麻生区にあることも見逃せません。黒川のほかに岡上・金程など鶴見川流域です。同じ鶴見川の流域にあたる横浜市青葉区や都筑区でも民間信仰板碑が集中しています。

南武蔵のなかで、ムラと民衆の記録（史料）がはじめて現われるのは鶴見川中流域であるということです。この地域に何が起っているのでしょうか？

小山田荘（保）小沢郷から金程村が「分離」する条件は①外部的な条件・・・領主側の条件と、②内部的な条件・・・農民的な要素が絡み合っているとおもいます。

また、黒川にある寛正6年（1465）銘念仏供養板碑を造立する条件にも③外部的な条件・・・宗教者や石工などと、④内部的な条件・・・村の内部で念仏講を組織する＝村の内部組織の充実・板碑を購入する財力が村の内部に蓄えられつつあると考えられます。これも外部の

要素と内部の要素が絡み合っていると思います。

さらに、「村」が郷から分離していくことと、領主側が「久しく不知行」と記録しなければならない状況を作り出す事は、年貢納入に責任を負った代官や流通を担う人々と結びついた農民の存在が無視できない力を持ちはじめたこととは密接に関係していると考えられます。

ここでは、以上の問題意識をもって南北朝時代から室町時代の麻生区をみていくことにします。

大分長くなりましたが以上が今回の講座の問題意識です。

前回の講座でもお話をしましたが、麻生区（旧柿生村）の特徴を箇条書きにしておきます。

- A, 旧柿生村の特徴
- ①鶴見川中流域 多摩川の支流と細い尾根で接する
  - ②郡境 都筑郡・橋樹郡・多摩郡の境
  - ③川崎市・横浜市・町田市・多摩市・稲城市の境
  - ④鎌倉街道「上の道」と「中の道」の中間に位置する  
早の道・尊氏道
- B, 旧柿生村付近の史跡 歴史文化財の宝庫
- ①岡上という地名 古代からの地名
  - ②麻生郷・・鎌倉期に遷る地名・・国衙領（武蔵「国」の支配が直接およぶ）  
江戸時代の上麻生村・下麻生村・王禅寺村・古沢村を含む広い郷村
  - ③王禅寺・東光院・徳恩寺・高勝寺など真言宗の有力寺院が集中する  
・・金沢称名寺（背後に金沢北條氏）・・印融等の真言僧の活動
  - ④王禅寺・万福寺・真光寺・寺家など寺院に関連する地名が集中する
  - ⑤岡上 文永四年（1267）銘板碑・鴨志田念仏堂寛元二年（1244）銘板碑など  
板碑文化の先進地域
  - ⑥やぐら（鎌倉時代の横穴墳墓）・・王禅寺・鴨居・十日市場など 鎌倉文化圏  
の周辺部→
  - ⑦能ヶ谷の中世銭・・中世後期に渡来銭貨が流通 付近では元石川・金森・勝田
  - ⑧鎌倉道の伝承・・早ノ道・中ノ道（支線）小沢～麻生
  - ⑨中世の考古資料として 東柿生小学校遺跡・山口台遺跡など
- 参照 荘園・公領の分布図

## 1, 麻生郷と南北朝時代の動乱

資料1, 後醍醐天皇、足利尊氏・直義兄弟に建武政権の恩賞をあたえる

資料2, 摂津親秀、所領を嫡孫能直以下に譲るに際し、小沢郷などを孫の松王丸に与える。

資料3, 足利尊氏方の高麗彦四郎経澄、足利直義方の籠もる小沢城を焼き払う

親応の擾乱 1349年～52年にかけて起きた室町幕府中枢部の分裂とそれによって起きた全国的な争乱

原因 足利尊氏・直義兄弟による将軍権限の分割政治（二頭政治）のもつ矛盾

尊氏 主従制 弓矢 合戦の指揮 恩賞安堵・知行宛行

惣領の性格  
 直義 統治権 政道 所領紛争の裁断、寺社、朝廷との折衝  
 几帳面な性格 制度・規律を守る

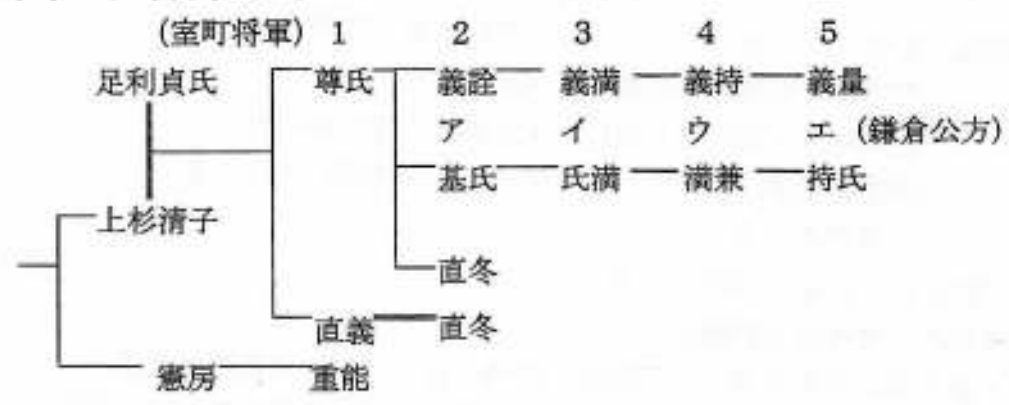
正平六年（親応二年） 二つの年号の表記 二つの王朝に分裂

年号は王朝が定める。「不俱戴天」

高麗彦四郎経澄 埼玉県日高市新堀付近の武士 系譜については諸説がある。

- 1, 武蔵七党のうち丹党。（「稲城市史」資料編）典拠は武蔵七党系図
- 2, 平姓高麗氏説。（「日野市史」通史編）典拠は 彦根城博物館保管彦根藩井伊家史料 高麗忠綱謄状写

足利氏略系図



資料4、足利尊氏、保寧寺領の麻生本郷・堀内に禁制を下す。

禁制 ある行為をさしとめること。またはその法規。紙または木に書かれている。

①上から一方的に与えられるモノではない。参陣して「大将の出陣」を賀すとともに、おそらく礼銭の献上が必要とされた。敵将の膝元にある氏寺ともいうべき寺からの制札申請は、攻撃軍の威勢を示すモノとして歓迎すべきモノであった。

②制札があれば「軍勢以下甲乙人等、乱入狼藉」を抑止する一定の効果は有した。もちろん、それはが寺を守る僧侶などが必死に行動する（制札＝禁制を振りかざし、合戦のなかに巻き込まれる危険をおして守る抜く）ことが必要であった。・・・禁制（制札）が大切に保管されている意味に改めて注目

麻生郷本郷・堀内 川崎市史資料編・地名辞典などは不明としている。

可能性として

- 地形図では
- ①鶴見川と麻生川の合流点付近
  - ②鶴見川と王禅寺の谷戸川の合流点付近
- 考古資料から
- ①東柿生小学校遺跡 掘立柱建物跡・青磁片
  - ②山口台遺跡～鍛冶遺跡出土 掘立柱建物跡

その他 月読社の台地

「過去に〇〇が出た板碑があった」などの聞き取り調査や遺跡発掘の進展  
 これからも大切な作業です。

麻生郷＝上麻生村・下麻生村・王禅寺村・万福寺・早野村を含む広い地域と推

定される。

- 甲乙人 中世の身分呼称。一般の人々。名を上げるまでもないモノ。侍身分以下の人々  
 乱入狼藉 斬り合いの合戦が行われる。衣服をはぎ取られる。人を略取する（賦役労働に  
 使う・人身売買など）。牛馬や資材を略取する。食糧を奪い取る。苧田狼藉。  
 仏像・仏具や什物を略取する。寺社や家を放火される。このために僧侶や住民  
 は山野に隠れ伏し、飢餓や寒さに苛まれることになる。参考「長年寺受連覚書」
- 保寧寺 禅宗の寺院 建長寺梅洲庵の末寺 鎌倉市山内地区に所在した。現在は廃寺。  
 暦応三年（1340）に足利直義によって足利氏祈願寺とされ、貞和元年（1345）  
 同寺領の麻生郷本郷・堀内乳牛役を先例に任せ免除されている。正平七年（135  
 2）、足利尊氏は武蔵国都筑郡麻生郷内の当寺領に、軍勢らの濫妨をとどめる禁  
 制を発している。永徳三年（1383）の「夢窓疎石三十三年忌仏事結解」に当寺  
 の名がみえる。

川崎市史資料編79では正平七年（1352）の文書を「本質的には保寧寺に対す  
 る寺領の安堵を意味している」と解説をしている。疑問を投げかけたい、文字  
 通りに素直に読むべきである。禁制は「軍勢以下甲乙人等、乱入狼藉」の禁止  
 である。

この地域は戦乱の影響を大きく受けている。参考、資料1

麻生地域が府中～矢野口～小沢～麻生～八朔→鎌倉へのルート上にあること

地図1 鎌倉道関連地図参照

関連して下の略年表を見てみましょう。下線部は麻生区の関係する事柄です。

#### 南北朝内乱の略年表

- 1333 新田義貞、幕府軍と分倍河原・関戸に戦う。 →鎌倉幕府滅亡
- 1334 後醍醐天皇の建武政権（～1335）  
 足利尊氏・直義兄弟、北條氏の旧領麻生郷などを所領におさめる
- 1335 北条高時の遺児時行、信濃に蜂起し鎌倉に攻め入る。→中先代の乱  
 井出の沢（町田市）で合戦が行われる。  
 足利直義、護良親王を殺して西に逃れる。足利尊氏、鎌倉を奪還
- 1336 室町幕府の成立 南北朝分立（～1392）
- 1337 北畠顕家、義良親王を奉じて鎌倉を攻略
- 1339 高師冬、常陸に拠点を置く南朝方を攻める。山内経之等これに従軍する。
- 1341 摂津親秀、所領を嫡孫能直以下に譲る。この内小沢郷などを孫の松王丸に  
 与える。ついで、足利直義、これを安堵する
- 1345 守護代（？）薬師寺氏、保寧寺領の麻生本郷・堀内の乳牛役を免除する。
- 1350 足利直義、尊氏方の武将高師直討伐のため諸国に兵を募る→親応の擾乱  
 （～1352）
- 1351 足利尊氏、鎌倉に向かう。足利直義鎌倉に入る。
- 1352 足利尊氏、保寧寺領の麻生本郷・堀内に禁制を下す。  
 足利直義方の水野致秋、鶴見宿より関戸に着陣する  
 足利尊氏方の高麗経澄・助綱、直義方の小沢城を陥れる（親応の擾乱）  
 足利尊氏、鎌倉に入り直義降伏。尊氏、直義を毒殺  
 新田義興・脇屋義治等、（直義方の）上杉憲頼らと尊氏を鎌倉から追う。  
 足利尊氏、新田義興軍に鎌倉を追われて神奈川を通り矢野口に着陣

- 新田義興・脇屋義治等、人見原・金井原合戦の後、関戸に於いて石塔義房等の軍勢と関戸において遭遇する。
- 1359 畠山国清、東国勢を率いて上洛
- 1361 畠山国清、足利基氏に背き、鎌倉より伊豆にのがれる
- 1364 執事上杉憲春、鎌倉公方足利基氏の命をうけて、黒川郷半分の地を御仁々局の代官に渡し付けるよう、加治実規に命じる
- 1372 鎌倉公方足利氏満、御仁々局の申請により、黒川郷半分の地を圓覚寺黄梅院に寄進する。関東管領上杉能憲、これを施行する。
- 1384 鎌倉公方足利氏満、黒川郷半分の地について、高倉中務大輔の訴えを却下したことを、黄梅院に伝える。
- 1416 上杉禪秀の乱
- 1417 足利満隆・上杉禪秀ら鎌倉公方足利持氏の兵と世谷原で戦う。  
摂津満親、小沢郷などの替りとして、加賀国倉月庄のうち二箇所を南禅寺の裏勝軒に寄進する。

麻生郷＝上麻生村・下麻生村・王禅寺村・万福寺・早野村を含む広い地域と推定される、としました。麻生郷から村が分かれていったのは、江戸時代のはじめに行われた村切りによると考えられます。しかし、王禅寺村などはそれ以前の戦国時代にはある程度の村の原型が出来ていたと考えることができます。それぞれに地域的な纏まりが出来て、それが江戸時代の村に発展したのでろう。

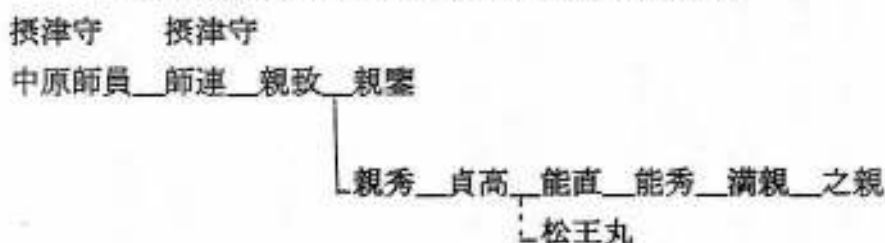
## 2. 金程村の場合

では、小沢郷金程村の場合はどうでしょうか？

資料2、摂津親秀、所領を嫡孫能直以下に譲るに際し、小沢郷などを孫の松王丸に与える。

摂津氏 鎌倉・室町両幕府に出仕した評定衆の家。法曹史僚。中原氏の出身。鎌倉幕府でもすでに有力な評定衆であった。文保の和談に際して上洛した摂津親鑒は有名。室町幕府においては摂津能直が洛中屋地の移転を司る地方頭人を兼任して、恒例の評定にも参加している。

中原氏略系図（『尊卑分脈』により加筆修正）



小沢郷 菅村・細山村・金程村さらに稲城市の村などを含む広い地域に推定されている。細山は平安時代末期に西覚細山氏が開発したと推定される。その後秩父氏の小山田有重・稲毛重成父子が小沢郷としてさらに開発したのであろう。

\*細山村の開発が古くから行われていた→板東谷遺跡 平安時代の火葬骨臓器

小沢郷が人為的に（設定）作られた郷であることは見逃してはいけない。

郷である必要がなくなればどうなるだろうか？・・・

\*金程村と細山村西側は鶴見川～麻生川水系、菅村と細山村東側は多摩川水系に属している。 水利の違い

資料5 南禅寺文書 応永二十四年 摂津満親、小沢郷などの替りとして、加賀国倉月庄のうち二箇所を南禅寺の<sup>きつしやうけん</sup>袞勝軒に寄進する。

小沢郷 全く不知行とはどういうことか

年貢が納められない状態

小沢郷の具体的な様子は資料が無いのでわからないが・・・おおよそ以下のような

( 領 主 側 )

南禅寺←寄進←摂津満親→代

( 現 地 側 )

官→ 小沢郷 ( 名主・百姓 )

〔 派遣か・請負か  
年貢は為替にして送る

年貢納入には

①代官・②為替商人・③農産物を売却する市(代金は駆け引きで決まる)・④輸送や保管業(神奈川湊・品川湊における間の存在は南北朝期の資料から確認出来る)

⑤年貢納入には代官と農民の間に様々なやりとりや駆け引きが行われる。毎年のこと・・・それぞれの段階で中間マージンが取られる。 参考 「金沢文庫文書」

遠隔地の所領(荘園や公領)から年貢が納入される社会の仕組みが=室町幕府体制であった。この仕組みが何処かでほころび始めたと考えられる。

この前年に上杉禅秀の乱がおきる。この影響は深刻であったようで、『神奈川県史資料編3上下を読むと南武蔵の各地に武士が他の所領に「強入部」している資料が多数見られる。

この戦乱をきっかけにして京都の公家や大寺社や武士は関東にある遠隔地の所領(荘園や公領)の経営を放棄して、畿内近国の所領の経営に力を注ぐことになる。

資料6, 長享2年(1488)『藤涼軒日録』に載った『西方寺寺領目録』に小沢郷金程村「久敷不知行間不存之」と記されている。

西才寺

資料7, 黒川所在 民間信仰板碑

資料8, 金程出土 民間信仰板碑

人名に注目

日時に注目 旧暦11月22日とは 現在は「勤労感謝の日」戦前は「新嘗祭」

霜月三夜「もちもちのき」=年貢納入完了の日

念仏講 講 農民の自主的な集まり(サークル)・・・村落内部に「寄り合い」など江戸時代や現代に繋がる講・組の原型がうまれている→共同体としてのムラ

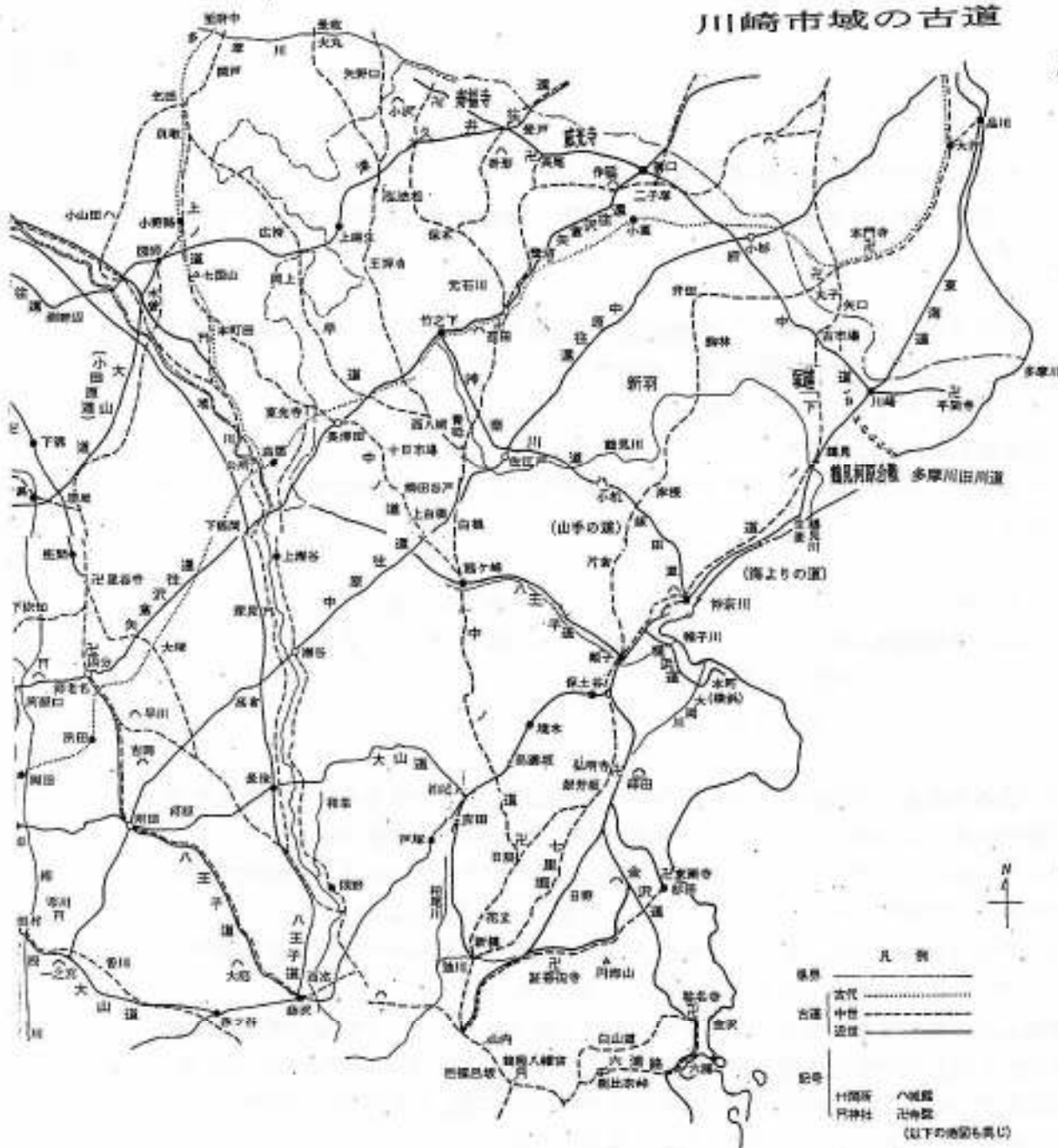
板碑 庶民が金銭を出し合って高価な板碑を建てる 村の内部に富が蓄えられる板碑があった場所 旧杉山神社のある小高い丘の上 ムラの誰もが「聖なる場所」認識

村の景観-小谷戸の集落

近世の金程村原型が長享2年(15世紀)には成立していたと考えられる。

川崎市域の古道

図 1



阿部正道「かながわの古道」に加筆・修正

72 [比志島文書] 神奈川縣史資料編3上 口絵写真  
足利殿  
〔伊勢〕(鈴鹿市)北北条 (尾西市)大谷 (藤岡県藤岡市)尾張国玉江庄貞直  
〔尾張〕(尾野市)尾張国玉江庄貞直  
〔尾張〕(尾野市)尾張国玉江庄貞直  
伊豆国久須郷貞相 相模国橋本庄貞相  
同国治須郷貞相 武藏久良郡 同国足立郡  
同国麻生郡貞直 三河国重原庄貞直 小山辺庄守時  
同二宮庄 顯時 (安城縣)入道守・千代田守(北条高時母大友氏)常陸田中庄  
近江国池田庄 同国岸下御園家 同国北郡大友氏  
〔尾張〕(尾野市)尾張国岸下御園家 信乃国小泉庄  
〔尾張〕(尾野市)尾張国岸下御園家 上田庄  
〔尾張〕(尾野市)尾張国岸下御園家 豊前国門司同  
〔尾張〕(尾野市)尾張国岸下御園家 同橋津庄守時

77 [岡本文書] (麻生区)保寧寺領武蔵國麻生郷内本郷・堀内乳牛役事、諸御公事御免之間、不致沙汰之条、所見分明之間、任先例令關之由候也、仍執進如件、  
康永四年二月十日 栗田寺橋(花押)  
保寧寺長老

78 [町田文書] 東京大学史料編纂所複製写本  
高麗彦四郎経澄軍忠事  
〔去年〕(足利)八月、下給鎌倉殿御教書、馳越下野国宇都宮、致志筋畢、  
一案師寺加賀守入道宇都宮下向之間、遂対面、可令誅伐上相民部大輔之由、条々致談合畢、  
一同十二月十七日、於鬼塚御旗畢、  
一同十八日、自鬼塚打立、府中龍向之処、同十九日於羽彌藏合戦時、難波田九郎三郎以下凶徒等打捕候畢、  
同夜於阿須垣原取陣之処、御敵古江新左衛門尉寄米問、致敵合戦(之風)〔案〕案師寺中務丞合見知畢、  
一同廿日、押寄府中、追散御敵等、焼払小沢城畢、  
一同廿九日、於足柄山追落御敵等畢、  
今年正月一日、馳参伊豆国府、至于鎌倉御共仕畢、  
右、軍忠之次第如斯、  
正平七年正月 日  
〔案〕案師寺中務丞合見知畢、  
〔承候了〕(花押)〔案〕

79 [相州文書] 鎌倉市文書 鎌倉市文書館蔵  
〔足利〕(足利)〔案〕案師寺中務丞合見知畢、  
禁制  
保寧寺  
右、於寺領武蔵國都筑郡麻生郷内口堀井堀内、軍勢以下甲乙人等、不可致乱入狼藉、若令違犯者、可処罰科之状如件、  
正平七年正月八日

102 [南禅寺文書] 東京大学史料編纂所複製写本  
寄進 南禅寺老僧家良勝軒  
合面所者  
右、彼在所者、清親爲折現当所願、永代寄進京勝軒者也、但、就武蔵國小沢・小机事、有多年諸事之煩、彼所於全知行間、以其志、加賀國倉月庄内諸江破出・山口破出、不殘小陰拾歩、悉寄進申候、於子孫有被亂・煩騒者、永可爲不孝候、於彼所不可應万難公事・天役、聊少事煩候、仍爲龜鏡、寄進状如件、  
応永廿二年丁十二月十三日 清親 在判

76 [美吉文書] 東京大学史料編纂所複製写本  
〔承〕(承)〔案〕案師寺中務丞合見知畢、  
一 任此状可令領筆、仍下知如件、  
曆応四年八月十二日  
定利直書  
源朝臣(花押)

一 物領能直分  
〔中略〕

一 松玉丸分  
〔尾張〕(尾野市)尾張国岸下御園家 武蔵國小沢郷  
備中國建橋庄・武蔵國小沢郷

右所々者、所願与松玉丸也、若無子而有早世事者、物領能直、可令知行之、委細置文別紙注之、仍状如件、  
曆応四年八月七日 捕部頭親秀  
〔後略〕

114 [藤原日録] 長享二年七月五日条  
西芳寺領所・目錄  
美濃國米田庄内比久見郷 割拾貫三百六十一文  
同國美濃郷内米田村南方 參拾玖貫五百八十七文  
同國神野郷 伍拾六貫二百六十二文  
近江國柏木ノ内酒人郷 伍拾拾貫  
武蔵國小沢郷金程村 久敷不知行之間不存之  
〔中略〕

〔案〕案師寺中務丞合見知畢、  
加賀國倉月庄内諸職名田 貳佰貫文  
同國安主名 貳拾參貫文  
和泉國下桑野地頭職 陸拾參貫八百六十九文  
伊勢國宿野御園 陸貫文  
山城國四願寺安依名頼松并散在 伍拾捌拾七斗四升一合  
洛中屋地并寺邊 參拾參貫七百十八文  
同波多野方地子 拾貫文  
已上米式佰參拾貳斗四升壹合  
錢柒佰捌拾貳貫八百十文  
西芳寺定案公納八分 衆僧二十二員 行者六人 力者十三人 一役七人 已上五十六分

〔案〕案師寺中務丞合見知畢、  
〔承候了〕(花押)〔案〕



麻生区に於ける板碑分布  
 ● 民間信仰板碑  
 (指定を含む)



写真72 永正五年銘月待板碑  
 (拓本) 川崎市立日本民家園蔵



写真73 阿弥陀来迎画像板碑  
 (拓本) 麻生区 法皇寺蔵

全種の民間信仰板碑

高石法雨寺の民間信仰板碑



— 荘園・公領の分布図 —